

令和7年1月

各位

剣道級位審査会の開催要項

三鷹市剣道連盟
会長 高橋正登

下記の通り、剣道級位審査会を開催いたします。受審対象者への周知をお願いいたします。なお、一級合格者は令和7年6月1日（日）エスフォルタアリーナ八王子で実施される予定の三段以下審査会で初段受審が可能（但し、満13歳以上）になります。

<令和6年度冬季剣道級審査会要項>

1. 日時 令和7年3月2日（日）
2. 場所 SUBARU総合スポーツセンター武道場1
3. 時間

一級 受付開始 12時45分
集合 13時20分
審査開始 13時30分

二・三級 受付開始 14時45分（予定）
集合 15時（予定）
審査開始 15時10分（予定）

審査受付時間等に変更がある場合には団体責任者に連絡するほか三鷹剣連ホームページに掲載いたします。

4. 受審資格

三鷹市内在住在勤、在学の者。又は三鷹市剣道連盟の加盟団体に所属する者で以下の条件を満足すること。なお、近隣市剣道連盟に所属する者も同様とする。

- 一級：小学校6年生以上の者で二級を保持している者(二級審査合格後満3ヶ月以上)
二級：小学校5年生以上の者で三級受有者であること(三級審査合格後満3ヶ月以上)
三級：小学校4年生以上。

但し、中学生以上の受審については上記の受審条件は免除する。また、小学生で三鷹市剣道連盟審査会の二級、三級の資格を保持しない者は、別添の受審資格認定申請書を提出し、三鷹市剣道連盟会長の承認得て受審することができる。

5. 審査費用

一級：3,000円（登録料、合格証明書発行料等を含む）

なお、今回より合格免状が不要の場合※には2,500円とします。

申請用紙の名簿欄に要否を記載してください。

西東京以外の23区あるいは他県等で初段を受審する場合、一級合格の証明として公式に効力があるのは東剣連発行（東剣連会長名）の合格証明書（手帳）となります。

免状（500円）については、奨励の意味合いで西東京剣連宮林会長名で発行されますが公式の効力はありませんのでご注意ください。

二級・三級：1,000円（登録料、免状料を含む）

尚、各級とも審査不合格の場合、1級は1,000円または（500円）を2・3級は500円を返金いたします。

6. 申し込み方法

別添申請用紙に団体ごとに取りまとめの上、2月18日（火）までに申し込みを行って下さい。

申請書送付先：三鷹剣連事務局宛

理事長馬庭宛(090-3803-3638)

E-Mail(rsj02547@nifty.com>

参加費用: <振込先>

多摩信用金庫三鷹下連雀支店

(口座番号)2644030

(口座名義)三鷹市剣道連盟

7. 各級位の審査科目

一級：1次審査実技(切り返しと立会い)、

2次審査木刀による剣道基本技稽古法(基本1~基本9)

二級：1次審査実技(切り返しと立会い)、

2次審査木刀による剣道基本技稽古法(基本1~基本6)

三級：1次審査実技(切り返しと立会い)、

2次審査木刀による剣道基本技稽古法(基本1~基本4)

*各級位とも2次審査に不合格の者は満1年以内1回に限り2次審査のみ再受審することが出来る。

8. 各級位の審査上の着眼点

一級：礼儀作法を正しく行うことができ、正しい着装で、技、姿勢、発声、即ち「気剣体の一致」が備わりつつあり、初段位取得者になれる技倆を有する者で、木刀による剣道基本技稽古法の「基本1」から「基本9」まで行える者。

二級：基本技を応用して自らの間合いで打ち込んでいける技術があり、なおかつ「気剣体の一致」で打ち込む技倆を有する者で、木刀による剣道基本技稽古法の「基本1」から「基本6」まで行える者。

三級：基本技を用いて自らの間合いで打ち込んでいける技術があり、なおかつ「気剣体の一致」で打ち込む技倆を有する者で、木刀による剣道基本技稽古法の「基本1」から「基本4」まで行える者。

以上